

# 令和3年度初級障がい者スポーツ指導員養成講習会

## 開 催 要 項

### 1. 目的

障がい者に対して、障がいの内容に基づいた健康や安全管理に配慮した指導を行うとともに、スポーツが持つ喜びや楽しさを理解してもらうことにより、障がい者スポーツへの積極的な取組を促進し、本市の障がい者スポーツの普及・振興に寄与する指導者の養成を目的とする。

### 2. 主催

一般社団法人札幌市障がい者スポーツ協会

### 3. 後援（予定）

札幌市

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会

公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会

北海道障害者スポーツ指導者協議会

札幌市障がい者スポーツ指導者協議会

### 4. 期間

令和3年9月18日（土）・25日（土）・26日（日）

### 5. 場所

札幌市身体障害者福祉センター（西区二十四軒2条6丁目1-1）

### 6. 対象者

札幌市に居住又は勤務先を有する18歳以上の者（令和3年4月1日現在）で、今後、障がい者スポーツの普及、振興に貢献する意欲のある者。  
また、3日間の全講習課程を履修可能な者（一部のみ履修はできません）

### 7. 定員

15人（定員を超えた場合は抽選）

### 8. 受講料

3,500円（テキスト代、教材代等を含みます）

※受講料については、初日の受付時に徴収いたします。

また申込締切後の取消については、受講料を徴収させていただきます。

### 9. 申込受付期間

令和3年8月2日（月）～27日（金）〔必着〕

## 10. 申込方法

所定の申込書により、必要事項を記入の上、申込先に郵送、FAX又は持参すること。(FAXでの申込みの場合は、着信を電話で確認すること)

[申込書ダウンロード【PDF】](#) >>

## 11. 申込先及び問合せ先

一般社団法人札幌市障がい者スポーツ協会 〒063-0802 札幌市西区二十四軒2条6丁目1-1 札幌市身体障害者福祉センター内 TEL 612-1184 FAX 641-8966
--

## 12. 受講決定

受講の可否は、9月8日(水)までに、直接、本人に通知する予定です。

[講習会カリキュラム【PDF】](#) >>

## 13. 講習日程

全課程(講義と実技) 21時間

- 1日目 令和3年9月18日(土)
  - 受付 9時00分～ 9時10分
  - 開講式 9時10分～ 9時30分
  - 講義 9時30分～ 16時45分
  
- 2日目 令和3年9月25日(土)
  - 講義 9時00分～ 19時30分
  
- 3日目 令和3年9月26日(日)
  - 講義 9時00分～ 16時15分
  - 申請手続き及び閉講式 16時30分～ 17時00分

## 14. 講習科目

- (1) スポーツのイングリティと指導者に求められる資質(1.5h)
- (2) 障がい者スポーツの意義と理念(1.5h)
- (3) コミュニケーションスキルの基礎(1.5h)
- (4) 障がいのある人との交流(1.5h)
- (5) 障がい者スポーツ推進の取り組み(1.5h)
- (6) 障がい者スポーツに関する諸施策(1.5h)
- (7) 安全管理(1.5h)
- (8) 各障がいの理解(6h)  
[身体障がい(3h)、知的障がい(1.5h)、精神障がい(1.5h)]
- (9) 各障がいのスポーツ指導上の留意点と工夫(3h)
- (10) 全国障害者スポーツ大会の概要(1.5h)

#### 15. 修了証書の授与及び資格申請

全課程修了者には、一般社団法人札幌市障がい者スポーツ協会会長名の修了証書を授与します。(ただし、欠席、遅刻、早退の著しい者には、授与しない)

また、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の「公認初級障がい者スポーツ指導員」として資格申請することができます。

なお、公認資格の取得には、申請・認定料5,500円および登録料3,800円が必要(次年度からは、年度登録料3,800円)となります。希望者は、当協会が一括して申請手続を行いますので、講習会最終日に申請書(初日に配付)及び9,300円を持参してください。

#### 16. 新型コロナウイルス感染症防止対策について

講習会を安全安心に開催するため、新型コロナウイルス感染症防止について[別紙](#)防止対策を行って実施します。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、中止となる場合があります。

[別紙【PDF】](#) >>

#### 17. その他

- (1) 受講者は、筆記用具の他に、実技実施日には、スポーツに適した服装とシューズを着用すること。
- (2) 講師等は都合により変更となる場合がありますので、ご了承ください。
- (3) 昼食は、各自で用意すること。
- (4) 施設内は、禁煙になります。
- (5) 駐車場は、身体障がい者の利用を優先するため、公共交通機関を利用すること。